

3 水管第 1593 号
令和 3 年 9 月 17 日

水産政策審議会 会長
田中 栄次 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 赤羽 一嘉

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部改正
（くろまぐろ（大型魚）別紙の変更等）について（諮問第 365 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり改正したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の一部を次のように改正し、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

資源管理基本方針の一部を改正する告示

資源管理基本方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙2-1 くらまぐろ (小型魚)) 第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 は、次の1から3までに定めるとおりとする。</p> <p>1 くらまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 大中型まき網漁業 (許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは</p>	<p>(別紙2-1 くらまぐろ (小型魚)) 第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、大中型まき網漁業 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)) 第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)、かじき等流し網漁業等 (かじき等流し網漁業 (許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。)) 及び東シナ海等かじき等流し網漁業 (許可省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。)) をいう。以下この別紙において同じ。)) 及びかつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)) とし、それぞれの大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>1 くらまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 大中型まき網漁業</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは</p>

<p>、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日 (以下この別紙において「行政機関の休日」という。)) は算入しない。)</p> <p>2 くらまぐろ (小型魚) かじき等流し網漁業等</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かじき等流し網漁業等 (かじき等流し網漁業 (許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。)) 及び東シナ海等かじき等流し網漁業 (同条第11号に掲げる漁業をいう。)) をいう。)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日は算入しない。)</p> <p>3 くらまぐろ (小型魚) かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲</p>	<p>、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 くらまぐろ (小型魚) かじき等流し網漁業等</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かじき等流し網漁業等</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>3 くらまぐろ (小型魚) かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業 (この管理区分においては、許可省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域におい</p>
--	---

げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。)

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第8・第9 (略)

て総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。)

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-2 くらまぐる(大型魚))

第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。

1 くらまぐる(大型魚)大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
大中型まき網漁業(許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。)

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日

(別紙2-2 くらまぐる(大型魚))

第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業(許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)、かじき等流し網漁業等(かじき等流し網漁業(許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。))及び東シナ海等かじき等流し網漁業(許可省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。)をいう。以下この別紙において同じ。))及びかつお・まぐる漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。))とし、それぞれの大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 くらまぐる(大型魚)大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
大中型まき網漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

- 」という。)は算入しない。)
- 2 くろまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類
かじき等流し網漁業等(かじき等流し網漁業(許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。)及び東シナ海等かじき等流し網漁業(同条第11号に掲げる漁業をいう。)をいう。)
- ③ (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
- 陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)
- (削る。)

- 2 くろまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類
かじき等流し網漁業等
- ③ (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
- 陸揚げした日から3日以内

- 3 くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(1月から3月まで)
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業(この管理区分及び4の管理区分においては、許可省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。)

- 3 くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。)のうち、総トン数150トン未満の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。
- ① 漁獲割当て割合の申請期限
漁獲割当て割合の設定を行うとする最初の管理年度の前

- ③ 漁獲可能期間
1月1日から同年3月末日まで
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)
- 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
- 陸揚げした日から3日以内
- 4 くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(4月から12月まで)
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間
4月1日から同年12月末日まで
- (2) 漁獲量の管理の手法等
(新設)
- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向

管理年度の11月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の12月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

二つの管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この別紙において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を

けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせ管理を行うものとする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

（新設）

（新設）

勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

(ア) (a)及び(b)を合計した割合（小数点第5位以下を切捨てたものとする。）

(a) 30パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

(b) 70パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)又は(イ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・

まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値	
オ 漁獲割当割合の設定基準に従って令和6管理年度以降の漁獲割当割合を設定する際に、漁業者による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理が行われた令和3管理年度の漁獲量をどのように取り扱うかについて、当該管理年度終了後速やかに検討を行い、令和4管理年度中に結論を得る。	
⑤ 漁獲割当割合設定者の資格 かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可を受けた者	(新設)
⑥ 年次漁獲割当量を設定する日 12月15日まで	(新設)
⑦ 漁獲量等の報告に係る期限 陸揚げした日から3日以内（陸揚げ前にくろまぐろ（大型魚）の採捕に係る暫定的な情報を水産庁長官に報告している場合にあつては、5日以内）（いずれの期限にも行政機関の休日は算入しない。）	(新設)
⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数 規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。	(新設)
⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。	(新設)
4 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の	(新設)

管理を行う区分)	
(1) 当該大臣管理区分に関する事項	
① 水域 中西部太平洋条約海域	
② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）のうち、釣りによつて行うもの又は総トン数150トン以上の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの	
③ 漁獲可能期間 周年	
(2) 漁獲量の管理の手法等	
① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。	
② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。	
ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで	
イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）	
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1～3 (略)	第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1～3 (略)
4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について	4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当て管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。

）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-3 みなみまぐろ)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当て管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。

）

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-3 みなみまぐろ)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、
当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当て

みなみまぐろ

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① (略)

② 漁獲割当て割合を設定する日

3月15日まで

③ (略)

④ 漁獲割当て割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当て割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当て割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度3月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶のみなみまぐろの漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当てを超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当て割合を超えない範囲内で配分するものとする。

による管理とする。

みなみまぐろ

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① (略)

② 漁獲割当て割合を設定する日

3月15日

③ (略)

④ 漁獲割当て割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当て割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当て割合の設定を行おうとする管理年度の前々年3月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶のみなみまぐろの漁獲量（当該船舶が基準期間に法第45条第2号若しくは第3号の規定により大臣許可漁業の許可を受けたもの又は同条第2号若しくは第3号の規定による大臣許可漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大臣許可漁業の許可を受けたものである場合にあつては、当該許可の日以降の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る船舶の従前の船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量の合計）に応じて按分して得た割合を基礎とし、当該申請者の採捕

ウ イの漁獲量について、次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(7)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(7) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量の合計値

⑤ (略)

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
3月15日まで

⑦～⑨ (略)

第6・第7 (略)

の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

(新設)

⑤ (略)

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
3月15日

⑦～⑨ (略)

第6・第7 (略)

(別紙2-4 さんま)
第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 さんま北太平洋さんま漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域
北太平洋さんま漁業の許可に係る操業区域（許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

②・③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 さんまその他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

(別紙2-4 さんま)
第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、北太平洋さんま漁業（許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれに大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 さんま北太平洋さんま漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域
北太平洋さんま漁業の許可に係る操業区域

②・③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

2 さんまその他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-5 まあじ)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-5 まあじ)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号

は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まあじ大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の許可に係る操業区域（太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

②・③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まあじその他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその
他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、
漁獲量の総量の管理とする。

1 まあじ大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大中型まき網漁業の許可に係る操業区域（太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

②・③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 まあじその他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-6 まいわし太平洋系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-6 まいわし太平洋系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその

1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まいわし太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等

他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
大中型まき網漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

2 まいわし太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等

により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第8・第9 (略)

(別紙2-7 まいわし対馬暖流系群)

第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-7 まいわし対馬暖流系群)

第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等大臣管理区分は、大中型まき網漁業(許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
大中型まき網漁業(許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

2 まいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入し

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
大中型まき網漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 まいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

ない。)

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 すけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 すけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 すけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 すけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9（略）

（別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部）

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業

(1)（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 すけとうだらオホーツク海南部その他大臣許可漁業

(1)（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から5日以内

第8・第9（略）

（別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部）

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業

(1)（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 すけとうだらオホーツク海南部その他大臣許可漁業

(1)（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6（略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1（略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)（略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9（略）

（別紙2-11 すけとうだら根室海峡）

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6（略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1（略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)（略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8・第9（略）

（別紙2-11 すけとうだら根室海峡）

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、すけとうだら根室海峡大臣許可漁業とし、漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

すけとうだら根室海峡大臣許可漁業

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
- 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

- 第6 (略)
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づく、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
- (1) (略)
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
- 陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 第8・第9 (略)

(新設)

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
- 陸揚げした日から3日以内

- 第6 (略)
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
- (1) (略)
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
- 陸揚げした日から5日以内
- 第8・第9 (略)

(別紙2-12 するめいか)

- 第1～第4 (略)
- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
- 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。
- 1 するめいか沖合底びき網漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① 水域
- 沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の許可に係る操業区域（外国の領域及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）
- ②・③ (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等

(別紙2-12 するめいか)

- 第1～第4 (略)
- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
- 大臣管理区分は、沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）、大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）、いか釣り漁業（許可省令第2条第17号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において「大臣許可いか釣り漁業」という。）、小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第1項第2号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
- 1 するめいか沖合底びき網漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① 水域
- 沖合底びき網漁業の許可に係る操業区域（外国の領域及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）
- ②・③ (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等

により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 するめいか大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の許可に係る操業区域（太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

②・③ （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア （略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 するめいか大臣許可いか釣り漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 するめいか大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大中型まき網漁業の許可に係る操業区域（太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

②・③ （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア （略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

3 するめいか大臣許可いか釣り漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

いか釣り漁業（許可省令第2条第17号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において「大臣許可いか釣り漁業」という。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

②・③ （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア （略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

4 するめいか小型するめいか釣り漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第1項第2号に掲げる漁業をいう。）の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

②・③ （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

するめいか大臣許可いか釣り漁業の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

②・③ （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア （略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

4 するめいか小型するめいか釣り漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

②・③ （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

5 するめいかその他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

5 するめいかその他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から

当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-13 大西洋くろまぐる（西大西洋海域）)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大西洋くろまぐる（西大西洋海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
かつお・まぐる漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等
当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① (略)

② 漁獲割当割合を設定する日
7月15日まで

③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-13 大西洋くろまぐる（西大西洋海域）)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐる漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

大西洋くろまぐる（西大西洋海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
かつお・まぐる漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等
当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① (略)

② 漁獲割当割合を設定する日
7月15日

③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当による管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ウ イの漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量の合計値

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々年7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量（当該船舶が基準期間に法第45条第2号若しくは第3号の規定により大臣許可漁業の許可を受けたもの又は同条第2号若しくは第3号の規定による大臣許可漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大臣許可漁業の許可を受けたものである場合にあつては、当該許可の日以降の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る船舶の従前の船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量の合計）に応じて按分して得た割合を基礎とし、当該申請者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

(新設)

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量の合計値

- ⑤ (略)
- ⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
7月15日まで
- ⑦～⑨ (略)

第6・第7 (略)

(別紙2-14 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）
第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）
(1) 当該大臣管理区分に関する事項

- ① (略)
- ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）
- ③ (略)

- ⑤ (略)
- ⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
7月15日
- ⑦～⑨ (略)

第6・第7 (略)

(別紙2-14 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）
第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当による管理とする。

大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）
(1) 当該大臣管理区分に関する事項

- ① (略)
- ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業
- ③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

- ① (略)
- ② 漁獲割当割合を設定する日
7月15日まで
- ③ (略)
- ④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ウ イの漁獲量について、次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(7)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(7) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

- ① (略)
- ② 漁獲割当割合を設定する日
7月15日
- ③ (略)
- ④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々年7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量（当該船舶が基準期間に法第45条第2号若しくは第3号の規定により大臣許可漁業の許可を受けたもの又は同条第2号若しくは第3号の規定による大臣許可漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大臣許可漁業の許可を受けたものである場合にあっては、当該許可の日以降の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る船舶の従前の船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量の合計）に応じて按分して得た割合を基礎とし、当該申請者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

(新設)

、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量の合計値

- ⑤ (略)
- ⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
7月15日まで
- ⑦～⑨ (略)

第6・第7 (略)

(別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。

- ⑤ (略)
- ⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
7月15日
- ⑦～⑨ (略)

第6・第7 (略)

(別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まさ網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその

- 1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類
 大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、総トン数40トン以上の船舶が1そうまきにより行うもの
- ③ (略)
- (2) 漁獲割当ての管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲割当てを設定する日
 10月15日まで
- ③ (略)
- ④ 漁獲割当ての設定基準
- ア (略)
- イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当ての合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当ての設定を行おうとする管理年度の前管理年度3月末日までの5年間をいう。以下この別紙において同じ。）のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請

- 他大臣許可漁業とし、それぞれの大管管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理又は漁獲量の総量の管理とする。
- 1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類
 大中型まき網漁業のうち、総トン数40トン以上の船舶が1そうまきにより行うもの
- ③ (略)
- (2) 漁獲割当ての管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲割当てを設定する日
 10月15日
- ③ (略)
- ④ 漁獲割当ての設定基準
- ア (略)
- イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当ての合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当ての設定を行おうとする管理年度の前年3月末日までの5年間をいう。以下この別紙において同じ。）のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、当該申請者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当てを超えない範囲内で配分するものとする。

した漁獲割当てを超えない範囲内で配分するものとする。

ただし、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(イ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア)～(イ) (略)

- ⑤ (略)
- ⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
 10月15日まで

- ⑦ 漁獲量等の報告に係る期限
 まさば及びごまさば太平洋系群を陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

⑧・⑨ (略)

- 2 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）
- (1) (略)
- (2) ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。）
 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 3 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業
- (1) (略)
- (2) ① (略)

ただし、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(イ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア)～(イ) (略)

- ⑤ (略)
- ⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
 10月15日

- ⑦ 漁獲量等の報告に係る期限
 まさば及びごまさば太平洋系群を陸揚げした日から3日以内

⑧・⑨ (略)

- 2 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）
- (1) (略)
- (2) ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内
- 3 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業
- (1) (略)
- (2) ① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。）
 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
 1・2 (略)
 3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について
 前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合は、漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4・5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
 1 (略)
 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 (1) (略)
 (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
 1・2 (略)
 3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について
 前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4・5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
 1 (略)
 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 (1) (略)
 (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知

事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)
 第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ① (略)
 ② 漁業の種類
 大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）
 ③ (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)
 第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ① (略)
 ② 漁業の種類
 大中型まき網漁業
 ③ (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づく、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第8・第9 (略)

(別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群)

第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ずわいがに太平洋北部系群沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群)

第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び許可省令第2条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大員管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 ずわいがに太平洋北部系群沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは

、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

2 ずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づく、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 ずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第8・第9 (略)

(別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域)

第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ずわいがに日本海系群A海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域)

第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び許可省令第2条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 ずわいがに日本海系群A海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 ずわいがに日本海系群A海域その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づく、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない）

陸揚げした日から3日以内

2 ずわいがに日本海系群A海域その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

。)

第8・第9 (略)

(別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する

第8・第9 (略)

(別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び許可省令第2条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 ずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

- 2 ずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業
- (1) (略)
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
 - ① (略)
 - ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア (略)
 - イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

- 第6 (略)
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 (略)
 - 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づく、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

- 2 ずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業
- (1) (略)
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
 - ① (略)
 - ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア (略)
 - イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

- 第6 (略)
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 (略)
 - 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内

- 第8・第9 (略)
- (別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群)
- 第1～第4 (略)
- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。
- ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業
- (1) (略)
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
 - ① (略)
 - ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア (略)
 - イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

- 第8・第9 (略)
- (別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群)
- 第1～第4 (略)
- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業とし、漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。
- ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業
- (1) (略)
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
 - ① (略)
 - ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア (略)
 - イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9（略）

（別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部）
第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内

第8・第9（略）

（別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部）
第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び許可省令第2条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 ずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業

(1)（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6（略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1（略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づく、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)（略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

2 ずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業

(1)（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

第6（略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1（略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)（略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から

当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）
 第8・第9（略）
 （別紙2-22 にしころかじき（大西洋条約海域））
 第1～第4（略）
 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。
 にしころかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ①（略）
 ② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）
 ③（略）
 (2)（略）
 第6～第8（略）
 （別紙2-23 にしまかじき及びびふうらいかじき（大西洋条約海域））
 第1～第4（略）
 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から5日以内
 第8・第9（略）
 （別紙2-22 にしころかじき（大西洋条約海域））
 第1～第4（略）
 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
 にしころかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ①（略）
 ② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業
 ③（略）
 (2)（略）
 第6～第8（略）
 （別紙2-23 にしまかじき及びびふうらいかじき（大西洋条約海域））
 第1～第4（略）
 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、

にしまかじき及びびふうらいかじき（大西洋条約海域）かつおまぐろ漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ①（略）
 ② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）
 ③（略）
 (2)（略）
 第6～第8（略）
 （別紙2-24 びんなが（南大西洋海域））
 第1～第4（略）
 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。
 びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ①（略）
 ② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）
 ③（略）
 (2)（略）
 第6～第8（略）
 （別紙2-25 めかじき（南大西洋海域））

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
 にしまかじき及びびふうらいかじき（大西洋条約海域）かつおまぐろ漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ①（略）
 ② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業
 ③（略）
 (2)（略）
 第6～第8（略）
 （別紙2-24 びんなが（南大西洋海域））
 第1～第4（略）
 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
 びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ①（略）
 ② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業
 ③（略）
 (2)（略）
 第6～第8（略）
 （別紙2-25 めかじき（南大西洋海域））

<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 は、次に定めるとおりとする。</p> <p>めかじき (南大西洋海域) かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>(別紙2-26 めかじき (北大西洋海域))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 は、次に定めるとおりとする。</p> <p>めかじき (北大西洋海域) かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。) とし、 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>めかじき (南大西洋海域) かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>(別紙2-26 めかじき (北大西洋海域))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。) とし、 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>めかじき (北大西洋海域) かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
--	--

<p>第6～第8 (略)</p> <p>(別紙2-27 めかじき (南西太平洋海域))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 は、次に定めるとおりとする。</p> <p>めかじき (南西大西洋海域) かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>(別紙2-28 めばち (大西洋条約海域))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 は、次に定めるとおりとする。</p> <p>めばち (大西洋条約海域) かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)</p>	<p>第6～第8 (略)</p> <p>(別紙2-27 めかじき (南西太平洋海域))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。) とし、 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>めかじき (南西大西洋海域) かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>(別紙2-28 めばち (大西洋条約海域))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。) とし、 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>めばち (大西洋条約海域) かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業</p>
---	---

<p>業をいう。)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>(別紙2-29 めばち(東部太平洋条約海域))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 は、次に定めるとおりとする。</p> <p>めばち(東部太平洋条約海域)かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>(別紙2-30 よしきりざめ(北大西洋海域))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 は、次に定めるとおりとする。</p> <p>よしきりざめ(北大西洋海域)かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p>	<p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>(別紙2-29 めばち(東部太平洋条約海域))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>めばち(東部太平洋条約海域)かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>(別紙2-30 よしきりざめ(北大西洋海域))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>よしきりざめ(北大西洋海域)かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p>
--	---

<p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p>
---	--

資源管理基本方針の一部改正について
(別紙 2-2 くろまぐろ (大型魚) の変更等)

1. 趣旨及び改正の概要

くろまぐろ (大型魚) に関し、漁業法に基づく漁獲割当てによる管理 (公的 I Q) のかつお・まぐろ漁業への導入に伴い、当該漁業に係る管理区分を再設定するとともに、公的 I Q の実施に必要な諸規定を整備する。

【くろまぐろ (大型魚) に係るかつお・まぐろ漁業の管理区分の改正概要】

改 正 後	現 行
(削る。)	くろまぐろ (大型魚) かつお・まぐろ漁業 (1月から3月まで)
くろまぐろ (大型魚) かつお・まぐろ漁業 (漁獲割当てによる管理を行う管理区分)	くろまぐろ (大型魚) かつお・まぐろ漁業 (4月から12月まで)
くろまぐろ (大型魚) かつお・まぐろ漁業 (漁獲量の総量の管理を行う管理区分)	(新設)

2. 改正の経緯

- (1) 漁業法に基づく新たな資源管理の枠組みにおいて、大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和 5 年度までに公的 I Q を開始することとなっている (資源管理基本方針第 6)。
- (2) くろまぐろ (大型魚) について、I S C (北太平洋まぐろ類国際科学委員会) による資源評価に用いられる漁獲データ収集への配慮の観点から、かつお・まぐろ漁業に対する追加配分が行われているが、同漁業における近年の漁獲の状況から、急激な漁獲の積み上がりに伴う漁獲の中断とこれに起因する期間的・海域的な漁獲データの欠落が生じており、その操業により収集されている漁獲データの有用性について、国内の関係者から疑義が呈されている。
- (3) このような状況を受けて、公的 I Q の導入に向け、令和 3 管理年度より、かつお・まぐろ漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うこととされているところであるが、できる限り早急に有用な漁獲データを収集し、資源評価に反映できるようにするため、かつお・まぐろ漁業について、令和 4 管理年度より公的 I Q を導入することとした。

3. かつお・まぐろ漁業における公的 I Q の概要

(1) 漁業の種類：かつお・まぐろ漁業のうち、総トン数が 150 トン未満の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの

150 トン未満のはえ縄漁船がくろまぐろを目的とした操業を行っている実態があることから、公的 I Q の対象はこれらの船舶とするとともに、釣り漁船及び総トン数 150 トン以上のはえ縄漁船については、実態としてくろまぐろを目的とした操業を行っていないため、別の管理区分を設け、漁獲量の総量の管理を行う。

(2) 漁獲可能期間：周年（1月～12月）

I Q 管理により急激な漁獲の積み上がりが抑止されると期待されること、期間を区切ることによる操業・管理の複雑さを回避することを考慮し、漁獲可能期間は周年（1月～12月）とする。

(3) 漁獲割当割合の有効期間：2 管理年度

漁獲割当割合の有効期間は原則 5 管理年度であるが、公的 I Q が開始されてからの漁獲実績を用いて設定する漁獲割当割合に速やかに移行するため、2 管理年度とする。

(4) 漁獲割当割合設定の基準：

① 申請した漁獲割当割合の合計が 100 パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

② 申請した漁獲割当割合の合計が 100 パーセントを超える場合には、下記ア及びイを合計した割合（申請された漁獲割当割合がこれより小さい場合は当該割合）とする。ただし、漁業関係法令の違反の程度及び回数に応じてこれを減じることがあることとする。

ア 70%を 2018～2020 年の漁獲実績によるシェアに基づき配分した割合

イ 30%を申請のあった漁船数で均等に配分した割合

(5) 令和 3 管理年度における漁獲実績の取扱い

令和 6 管理年度以降の漁獲割当割合を設定する際に、令和 3 管理年度の漁獲実績をどのように取り扱うかについて、令和 3 管理年度終了後速やかに検討を行い、令和 4 管理年度中に結論を得ることとする。

4. その他の改正事項

(1) みなみまぐろ、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）及び大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）に関し、漁獲割当割合に関する規定を明確化する。

(2) すべての特定水産資源に関し、農林水産大臣が漁業法第 31 条に基づく漁獲量等の公表を行った場合における漁獲報告の期日（「陸揚げした日から 3 日以内」等）について、行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日を除くものと整理する。

5. 今後のスケジュール

令和3年10月中旬	改正基本方針の官報掲載
令和3年11月15日	<u>漁獲割当割合の申請締め切り</u>
令和3年12月上旬	令和4管理年度の漁獲可能量及びその当初配分の案の 水産政策審議会への諮問及び決定
令和3年12月15日	<u>漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定</u>
令和4年1月1日	操業・管理開始

水産政策審議会第111回資源管理分科会資料 (太平洋クロマグロの資源管理について①)

令和3年7月
水産庁

I. 国内の管理について ・令和3管理年度(第7管理期間)

項目

- ✓ 令和3管理年度の漁獲実績 3
- ✓ かつお・まぐろ漁業における公的IQ制度の導入について 6

令和3管理年度(第7管理期間)の管理

- 管理の期間
大臣管理区分 令和3年1月から同年12月まで
都道府県 令和3年4月から令和4年3月まで
- 漁業法、資源管理基本方針等に基づき管理。

	2019年 (令和元年)				2020年 (令和2年)				2021年 (令和3年)				2022年 (令和4年)			
月	4	12	1	3 4	12	1	3 4	12	1	3 4	12	1	3 4	12		
大臣管理																
都道府県																

2

令和3管理年度の漁獲状況(令和3年5月31日時点、6月25日公表)

				(単位:トン)
30kg未満小型魚	290.0【漁獲可能量	4,438.1】	(消化状況	6.5%)
	(うち 留保	253.0)		
大臣管理区分	145.0【漁獲可能量	1,658.0】	(消化状況	8.7%)
くろまぐろ(小型魚)大中型まき網漁業	39.9【漁獲可能量	1,541.4】		
くろまぐろ(小型魚)かじき等流し網漁業等	24.8【漁獲可能量	48.4】		
▲くろまぐろ(小型魚)かつお・まぐろ漁業	80.2【漁獲可能量	68.2】		
都道府県	145.0【漁獲可能量	2,527.1】	(消化状況	5.7%)

都道府県別漁獲状況



小型魚

令和3管理年度

都道府県	実績	漁獲可能量
秋田県	0.0	32.6
山形県	3.2	16.6
新潟県	25.1	91.2
富山県	0.3	111.1
石川県	2.2	103.1
福井県	5.2	28.2
京都府	0.0	26.9
兵庫県	0.1	5.8
鳥取県	0.6	10.0
島根県	9.2	101.1
山口県	1.5	112.4
福岡県	0.2	16.8
佐賀県	0.0	4.0
長崎県	56.6	827.7
熊本県	0.6	11.7

都道府県	実績	漁獲可能量
北海道	0.0	94.9
青森県	15.5	339.8
岩手県	3.3	91.5
宮城県	0.4	71.9
福島県	0.0	12.8
茨城県	0.0	27.9
千葉県	1.5	67.5
東京都	0.3	14.9
神奈川県	0.6	44.1
静岡県	0.5	33.3
愛知県	0.0	0.1
三重県	2.0	37.3
大阪府	0.0	0.1
和歌山県	1.8	32.1
岡山県	0.0	0.1
広島県	0.0	0.3
徳島県	0.3	15.4
香川県	0.0	0.1
愛媛県	0.0	14.8
高知県	9.4	85.9
大分県	0.1	3.7
宮崎県	1.4	21.1
鹿児島県	4.6	18.2
沖縄県	0.0	0.1

△ 漁獲可能量の7割(黄色)

▲ 漁獲可能量超過(灰色)

※漁獲可能量は、2021年5月27日公表の値を使用

3

令和3管理年度の漁獲状況(令和3年5月31日時点、6月25日公表)

(単位:トン)

30kg以上大型魚	708.2【漁獲可能量	5,961.9】	(消化状況	11.9%)
	(うち 留保	81.7)		
大臣管理区分	450.0【漁獲可能量	3,890.5】	(消化状況	11.6%)
くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業	180.2【漁獲可能量	3,308.8】		
くろまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等	4.7【漁獲可能量	10.3】		
くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業	265.1【漁獲可能量	571.4】		
都道府県	258.2【漁獲可能量	1,989.7】	(消化状況	13.0%)

都道府県別漁獲状況



令和3管理年度

都道府県	実績	漁獲可能量
秋田県	0.0	43.5
山形県	5.3	14.4
新潟県	4.4	87.6
富山県	0.6	16.0
石川県	1.6	38.9
福井県	0.4	19.8
京都府	1.3	34.0
兵庫県	0.0	11.6
鳥取県	0.2	1.6
島根県	3.4	30.6
山口県	5.7	36.6
福岡県	0.0	7.9
佐賀県	0.0	8.2
長崎県	5.5	177.9
熊本県	0.1	4.8

都道府県	実績	漁獲可能量
北海道	1.0	293.9
青森県	5.4	543.1
岩手県	0.4	75.8
宮城県	0.5	28.4
福島県	0.0	1.0
茨城県	0.0	7.0
千葉県	1.6	52.1
東京都	2.4	39.9
神奈川県	0.4	10.8
静岡県	0.0	33.0
愛知県	0.0	1.0
三重県	1.3	37.8
大阪府	0.0	1.0
和歌山県	0.2	39.0
岡山県	0.0	1.0
広島県	0.0	1.0
徳島県	3.6	9.9
香川県	0.0	1.0
愛媛県	0.0	6.6
高知県	3.3	20.7
大分県	0.0	6.9
宮崎県	15.9	25.3
鹿児島県	1.7	16.5
△ 沖縄県	193.2	203.6

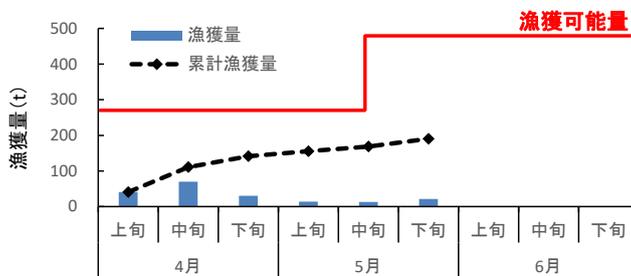
※ 漁獲可能量は、2021年5月27日公表の値を使用

4

かつお・まぐろ漁業の管理状況について

- 【対象】くろまぐろ大型魚
- 【集計元】漁業法に基づく漁獲量等の報告
- 【操業可能期間】令和3年4月～12月

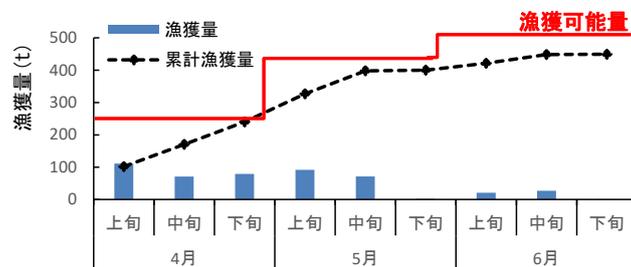
大型魚の漁獲量の推移



<管理年度開始以降の経緯>

- 3月31日 試験的な漁獲割当ての実施についての資源管理部長通知発出
- 4月1日 管理区分(4月～12月)開始 (4月～12月:漁獲可能量282.6トン)
- 5月14日 追加配分(4月～12月:漁獲可能量491.4トン)

大型魚の漁獲量の推移(昨年)

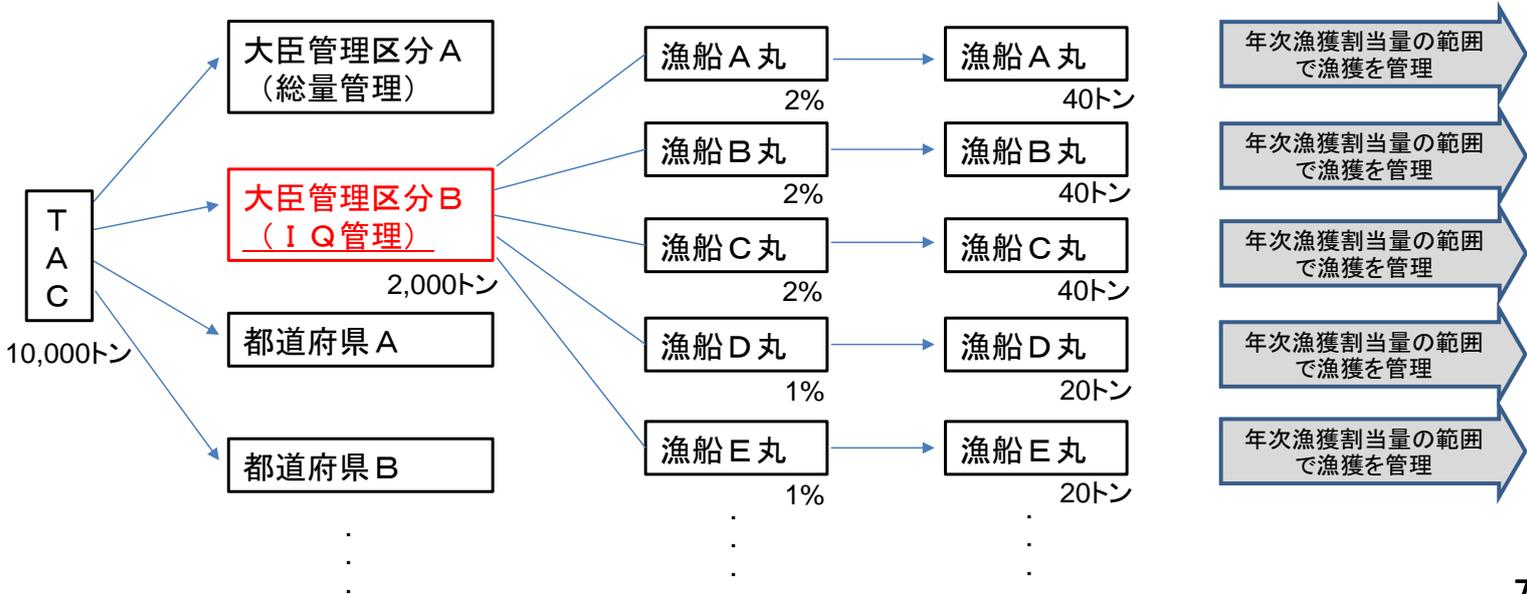


かつお・まぐろ漁業におけるIQ管理の導入について

新漁業法に基づくTAC配分とIQ管理の流れ

1. TACは、大臣管理区分・都道府県ごとに配分
2. 管理区分ごとに、管理の手法（総量管理・IQ管理）等を定める
3. 漁船ごとに、漁業者からの申請に基づき漁獲割当割合を設定（有効期間5年間が基本だが、短縮可能）
4. 漁船ごとに、年次漁獲割当量（IQ）を設定（有効期間：1管理年度内）

$$\text{大臣管理区分の配分数量} \times \text{漁獲割当割合} = \text{年次漁獲割当量}$$
5. 漁船ごとに、年次漁獲割当量の範囲で漁獲を管理（超過すると違反）
 注：原則、採捕停止命令の発出は行われぬ。→自己責任により遵守。



漁業法に基づく I Q 管理の制度設計に向けた検討事項①

資源管理基本方針（法第11条）

特定水産資源（TAC魚種）ごとの大臣管理区分・管理の手法等について定める。（農林水産省告示）

1. 大臣管理区分及び漁獲量の管理の手法

特定水産資源ごとに大臣管理区分を設定し、大臣管理区分ごとに漁獲量の管理の手法を規定。

＜例＞ 令和3管理年度において、くろまぐろ（大型魚）の「かつお・まぐろ漁業」については、1月～3月、4月～12月の期間別に設定し、管理の手法は漁獲量の総量の管理。

2. 漁獲割当割合

- ・ 漁獲割当割合の有効期間、設定基準、申請期限、設定日、設定者の資格等を規定。
- ・ 漁獲割当割合の有効期間は5年が原則。ただし資源の特性・採捕実態を勘案し、短縮可能。

＜例＞ 大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろでは、漁獲割当割合の有効期間は1年。

- ・ 漁獲割当割合の設定の基準は、船舶ごとの漁獲実績、採捕の実態等を勘案して定める。

＜例＞ 大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろでは直近3か年の漁獲実績に基づくシェアを基礎として設定。

3. その他

- ・ 年次漁獲割当量（I Q）の設定日、漁獲量等の報告に関する期限等を規定。

（原則陸揚げ日から3日以内。参考：みなみまぐろでは採捕をした日の翌日まで）

8

漁業法に基づく I Q 管理の制度設計に向けた検討事項②

漁獲可能量（TAC）の設定に関する告示（法第15条）

- ・ 資源管理基本方針に即して漁獲可能量を設定し、大臣管理区分及び都道府県に配分

漁獲割当管理原簿（法第20条）

- ・ 農林水産大臣が漁獲割当管理原簿を作成し、漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定、移転及び取消しを管理

漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の移転に関する手続（法第21条及び22条）

- ・ 代船・承継に伴う漁獲割当割合の移転、同一船主内での漁獲割当割合の移転が可能。
- ・ 漁獲割当割合を持つ漁船間での I Q 移転が可能（船主が異なっても可）。
- ・ いずれの場合でも農林水産大臣の認可が必要。

9

I Q管理における罰則等の概要

● 年次漁獲割当量（I Q）を超えて採捕した場合

- ⇒ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ⇒ 漁獲物等の没収又はその価額の追徴
- ⇒ I Qを超過して漁獲した数量に応じて、翌年のI Qから差し引き
- ⇒ 漁獲割当割合を削減

● 漁獲量等の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

- ⇒ 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

10

かつお・まぐろ漁業に対するくろまぐろI Q管理の導入に向けて

1 新漁業法の下での大臣許可漁業に対するI Q管理の実施

- ・大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和5年度までに法に基づくI Q管理（公的I Q）を開始（資源管理基本方針）。

2 くろまぐろを対象とするかつお・まぐろ漁業の特徴

- ・地域・船団により、くろまぐろの盛漁期・漁獲海域が異なる。
- ・全ての漁船が、毎年、くろまぐろ対象操業を行うものではない。
- ・現在は、1～3月は総量管理、4～12月は総量管理の下で業界による自主的なI Q管理。

3 その他留意すべき点

- ・総量管理では、全漁船の漁獲量が全体の配分量の範囲内であれば各漁船は自由に漁獲可能。
- ・総量管理では、管理区分の対象期間の序盤に漁獲できる地域・船団が有利。
- ・実態としての漁期が管理区分の対象期間（1～3月、4～12月）を跨る地域・船団にとって配分量の有効活用が困難。
- ・自主的I Qの実施により、急激な漁獲の積み上がりに対する一定の抑止効果が発現している（途中経過）ことを確認。

2及び3を考慮した上で、令和4管理年度より、通年（1～12月）を管理区分の対象期間として公的I Qの導入を検討。

11

かつお・まぐろ漁業におけるくろまぐろ（大型魚）に係るIQ制度設計の素案①

1 漁獲可能期間:周年(1月～12月)

(考え方)①IQ管理により急激な漁獲の積み上がりが抑止されると期待されること、②期間を区分することによる操業・管理の複雑化を回避できること。

2 漁獲割当割合の設定対象者:かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可を受けた者(使用する船舶の総トン数が150トン未満であって、かつ、浮きはえ縄を使用するものに限る。)

(考え方)釣り漁船及び総トン数150トン以上のはえ縄漁船については、実態としてくろまぐろを目的とした操業を行っていないため、別の管理区分を設け、漁獲量の総量を管理する。

3 漁獲割当割合の設定期間:3管理年度

(考え方)原則は5管理年度だが、IQ管理の下での漁獲実績を用いた漁獲割当割合の設定を行う観点から3管理年度に短縮する。

12

かつお・まぐろ漁業におけるくろまぐろ（大型魚）に係るIQ制度設計の素案②

4 漁獲割当割合設定の基準:2022～2024年の漁獲割当割合については、以下に基づき設定(申請された漁獲割当割合の合計が100%を超える場合)

下記①及び②を合計した割合(申請された漁獲割当割合がこれより小さい場合は当該割合)とする。ただし、漁業関係法令の違反の程度及び回数に応じてこれを減じることがあることとする。

① 70%を2018～2020年の漁獲実績によるシェアに基づき配分した割合

② 30%を漁船数で均等に配分した割合

(考え方)漁業法及び同法施行規則に規定される勘案事項を以下のとおり勘案。

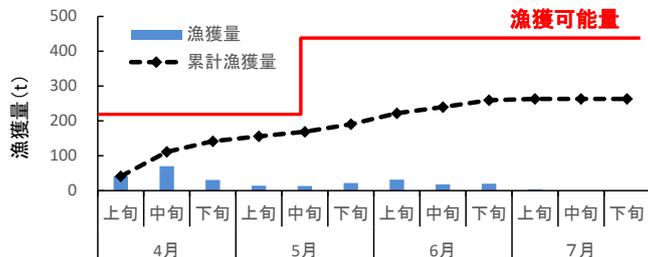
- ・船舶ごとの漁獲実績:漁獲割当割合のうち、70%は利用可能な過去3か年の漁獲実績シェアに基づき配分。実績として使用する期間としては、近年の状況を反映させるため直近3年間を採用(従来のTAC魚種に係るTACの大臣管理漁業及び都道府県への配分と同様。)
- ・船舶の総数又は総トン数:船舶の総数については、対象となる全ての許可船とする。
総トン数については、対象船舶の大多数が総トン数19トンであり、くろまぐろ漁獲実績に船舶の総トン数による明確な傾向がないことから、船舶の総トン数の違いにより区別する必要はない。
- ・採捕する者の数、その採捕実態又は将来の見通し:①全ての漁船が、毎年、くろまぐろ対象操業を行うものではないこと、②これまでの総量管理の下でくろまぐろを目的とする操業の機会に制約を受けている漁業者が存在すること、③くろまぐろ以外のかつお・まぐろ類を目的とする操業においてくろまぐろが混獲される可能性が想定されること等、から、30%を均等配分。
- ・漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数:必要に応じ、違反の程度及び回数に応じ設定する漁獲割当割合を減じる。

想定される検討スケジュール（案）

7～8月頃	<u>基本方針改正案の確定、パブリック・コメントの実施(30日間)</u>
9月頃	基本方針改正案の水産政策審議会への諮問及び決定
10月中旬	改正基本方針の官報掲載
11月15日	<u>漁獲割当割合の申請締め切り</u>
12月上旬	令和4管理年度の漁獲可能量及びその配分（当初）の案の水産政策審議会への諮問及び決定
12月15日	<u>漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定</u>
1月1日	操業・管理開始

【対象】くろまぐろ大型魚
【集計元】漁業法に基づく漁獲量等の報告
【操業可能期間】令和3年4月～12月

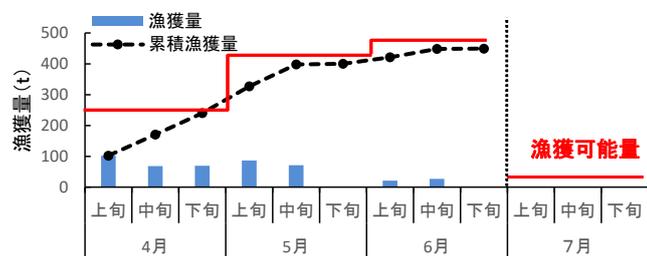
大型魚の漁獲量の推移



＜管理年度開始以降の経緯＞

- 3月31日 試験的な漁獲割当ての実施についての資源管理部長通知発出
- 4月 1日 管理区分(4月～12月)開始
(4月～12月:漁獲可能量282.6トン)
- 5月14日 追加配分(4月～12月:漁獲可能量491.4トン)

大型魚の漁獲量の推移(2020年)※



※2020年漁期では、1年を3期(1月～3月、4月～6月、7月～12月)に分けて管理。